

「島根県障がい者基本計画（案）」に関するご意見の募集について

島根県では、現行の「島根県障がい者基本計画」が令和5年度で期間満了するため、この間の国の障がい者施策の改革等に対応しつつ、現状と課題を踏まえて計画を改定します。これらの計画の策定にあたって、皆様のご意見を募集します。

記

1 意見の募集期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月14日（日）まで

2 計画(案)の閲覧方法

県障がい福祉課、県政情報センターまたは各地区県政情報コーナー、県ホームページ
(<http://www.pref.shimane.lg.jp/top.html>) でご覧いただけます

3 ご意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メールによりご提出いただけます。

(電話によるご意見の受け付けはいたしかねます。)

- ・郵送：〒690-8501 松江市殿町1 島根県健康福祉部障がい福祉課
- ・FAX：0852-22-6687
- ・メール：syougai@pref.shimane.lg.jp

なお、必ず件名(「障がい者基本計画」)をご記入ください。

(郵送の場合、令和6年1月14日到着分までとさせていただきます。)

4 ご意見の反映・個人情報の扱い

- ・お寄せいただきましたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・ご意見に対する個別の回答はできませんが、後日、個人が識別される情報を除いた上で、ご意見の趣旨とこれに対する県の考え方を県のホームページで公表しますので、ご了承ください。
- ・意見の募集は、具体的な意見をいただくことを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方をお示しできない場合があります。